

施設使用公演等に伴う雑踏事故の防止に関する要綱の制定について（例規通達）

（昭和62年10月7日）

（栃外第9号栃木県警察本部長通達）

ロックコンサートや歌謡ショー等の公演等に伴う雑踏事故の防止については、鋭意努力しているところであるが、全国的には公演の際、観客が興奮のあまりステージに殺到し将棋倒しとなり、死傷する等の事故が発生している。

このような公演等に伴う雑踏事故は、今後本県においても発生することが十分予想されるため、別添のとおり「施設使用公演等に伴う雑踏事故の防止に関する要綱」を制定したので、主催者に対する事前指導等の措置を徹底し、この種事故の防止に万全を期されたい。

別添

施設使用公演等に伴う雑踏事故の防止に関する要綱

目次

- 第1 趣旨
- 第2 施設使用公演等の実態把握その他の事前準備
 - 1 平素における実態の把握
 - 2 資料の整備
 - 3 施設使用公演等の開催予定等の早期把握
- 第3 主催者側に対する事前招致指導等
 - 1 主催者に対する事前招致指導
 - 2 施設管理者に対する要請
 - 3 指導事項の遵守状況の点検、確認等
- 第4 主催者側に対する指導措置基準
 - 1 主催者側の責任体制の確立
 - 2 入場券等の発行の管理
 - 3 施設・環境の整備
 - 4 開場、開演等の時刻の厳守
 - 5 公演等の開催時の会場内における遵守事項
 - 6 公演等を中止する場合の遵守事項
 - 7 自主警備体制の確立
 - 8 観客の入場前及び入場時の自主警備

- 9 出演者の会場への入退場時等の自主警備
- 10 公演等の開催時の会場内における自主警備
- 11 救急体制の整備
- 12 異常事態発生時の措置
- 13 警察との連絡体制の確立
- 第5 警察の警備措置
 - 1 警備計画の策定と部隊の配置等
 - 2 主催者側責任者との連絡体制の確立
 - 3 事故防止のための指導、警告等の措置
 - 4 現場広報活動
 - 5 危険な事態の発生時における措置
- 第6 その他
 - 1 施行期日

第1 趣旨

この要綱は、ロックコンサート、歌謡ショー等の公演その他人が行う演劇、音楽、スポーツ競技、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聴かせる催物（公営競技を除く。以下「公演等」という。）であって施設を使用して行われるもの（以下「施設使用公演等」という。）に伴う雑踏事故を防止するため、主催者側に対する指導措置、警察の警備措置その他必要な事項を定めるものとする。

第2 施設使用公演等の実態把握その他の事前準備

1 平素における実態の把握

警察は、施設使用公演等に伴う雑踏事故の防止対策に資するため、これら事故の過去における発生実態及び原因等の分析を行うとともに、タレント等の人気度、観客層の構成等の実態について、平素から把握に努めるものとする。

2 資料の整備

警察は、事故防止対策及び雑踏警備の基礎資料とするため、次の資料を作成、整備しておくものとする。

- (1) その施設の規模、用途、過去における使用実態等から判断して、施設使用公演等がしばしば行われることが予想される施設（以下「特定施設」という。）

に関し、おおむね、次のような事項を記載した図書

- ア 名称
- イ 所在地
- ウ 管理者及び連絡窓口となる者の氏名、連絡方法等
- エ 施設の面積、収容人員その他の施設の概要

オ 年間の興業その他の催物の計画

(2) 管内に事務所を有する施設使用公演等のプロモーター、芸能プロダクション等の名称、所在地、組織等を記載した書面

3 施設使用公演等の開催予定等の早期把握

警察は、次により施設使用公演等の開催予定（見込み）について早期に把握するように努めるものとする。

(1) 新聞、テレビ等のマスコミ、興業その他の催物案内のための専門雑誌その他の出版物を通じての情報入手

(2) 特定施設その他施設使用公演等が行われることが予想される施設の管理者を通じての情報入手

(3) 入場券の発売所又はプレーガイド、催物の広報を担当する広告会社等を通じての情報入手

第3 主催者側に対する事前招致指導等

1 主催者に対する事前招致指導

警察は、開催予定（見込み）の施設使用公演等を把握した場合において、次の事項を勘案して当該公演等につき雑踏事故の発生のおそれがあると認めるときは、主催者を事前に招致し、公演の内容、出演者、入場券の発売方法、会場となる施設の状況、自主警備体制、その他雑踏事故防止対策上必要な事項を聴取し、必要と認める場合には、当該事項を記載した書面の提出を求めることとともに、会場等の実地踏査を行い、第4の指導措置基準に従い、雑踏事故防止のため必要な指導を行うものとする。

なお、指導を行うに当たっては、必要に応じ、指導事項を主催者に書面で交付し、主催者から誓約書を徴すること等に配慮するものとする。

(1) 過去における同種の公演等の開催時の状況

(2) 出演者（公演等において演奏等を行う者をいう。以下同じ。）の著名度、人気度から判断しての観客動員力

(3) 出演者の観客となるファン層の性別、年齢層別及び学職別の構成

(4) 公演の内容

(5) 施設の収容能力

(6) 当該出演者に係る観客の熱狂度合

(7) 入場券の発売状況

2 施設管理者に対する要請

警察は、事前の招致指導を行った施設使用公演等（以下「特定公演」という。）については、必要に応じ、特定公演の会場となる施設の管理者に対して、雑踏事故防止の観点から、主催者側と、公演等の内容に応じた施設の使用方法、事

故防止措置について打ち合わせを行うよう要請しておくものとする。

3 指導事項の遵守状況の点検、確認等

特定公演については、必要に応じ、公演等の開催前に会場等の実地踏査を行い、及び開催当日に会場等に警察官を配置する等により、第4の指導措置基準に基づく指導の遵守状況を点検、確認し、指示に反し、又は基準に適合しない事項を発見した場合には、その都度主催者に対して指示を行い、指導事項を確実に遵守させるように努めるものとする。

なお、点検、確認に当たっては、必要に応じ、主催者側及び施設管理者等の関係者の立会いを求めるものとする。

第4 主催者側に対する指導措置基準

警察が主催者側を指導し、施設使用公演等に係る雑踏事故の防止のため主催者側に採らせるべき措置は、おおむね、次のとおりとする。

1 主催者側の責任体制の確立

(1) 責任感の醸成

施設使用公演等に伴う事故防止については、第一次的には主催者側の責任においてなされるべきものであるので、事前に主催者に対し、その旨を徹底するとともに、仮に死傷者が出る等の事態が発生した場合には、刑事責任を追及されることがある旨を告知する等して、主催者側の責任を自覚させておくこと。

(2) 責任者の設置

ア 施設使用公演等に伴う事故防止に必要な業務を行わせるため、主催者側に責任者を置かせること。

なお、主催者の中には、名目は主催者となっていながら事実上権限のない者や主催者としての知識、経験及び能力を欠く者もあるので、この点について事前に確認し、実質的な主催者側の責任者を選任させること。

イ 公演等について、主催者のほかプロモーター、プロダクション（タレント・マネージャー）、タレント、会場警備・舞台照明・録音音響等の個別の業務を分担する多くの会社等が存在する場合には、これら関係者の間の意思の疎通が欠け、円滑な公演等の進行や警備措置の実施に支障を生ずる事例が多いので、関係会社等との任務分担並びに各会社の責任者及び全体の主催者側総括責任者を明確にさせ、各会社等ごとの指導事項を明確にしておくこと。

2 入場券等の発行の管理

(1) 観客に対しては、入場券又は入場整理券（以下「入場券等」という。）を発行し、入場者数を把握することができるようにさせること。

(2) 入場券等は、会場となる施設の収容可能人員（定員）以上に発売又は配布

しないようにさせること。

- (3) 観客席は、できる限り、椅子席にし、かつ、全席を座席指定制にするようにさせること。
- (4) 公演等の当日における会場付近における入場券等の発売又は配布は、雑踏による混乱を防止するため、他の方法によることが困難な場合を除き、行わないようにさせること。

なお、公演等の会場付近において、当日、入場券等の発売又は配布を行う場合において、入場券等を求めようとする者による混乱が起これ、危険な事態が生じるおそれがあるときは、発売等を中止することを確約させること。

- (5) 観客が興奮し、熱狂的になるおそれがあると認められる公演等については、公演等の当日における会場付近における入場券等の発売若しくは配布又は公演等に伴う雑踏による混乱を防止するため、全券を前売指定席にさせること。

3 施設・環境の整備

(1) 椅子の固定

会場が体育館等本来の興行用の施設ではないことから固定椅子がなく、仮設椅子を設ける場合には、固定させるための用具を用いる等により、できる限り椅子を固定して移動しないようにさせること。

特に、観客が興奮し、熱狂的になるおそれがあると認められる公演等については、必ず椅子を固定させること。

(2) 防護柵の設置

観客が興奮し、熱狂的となるおそれがあると認められる公演等については、観客がステージに殺到するのを防止するため、ステージと観客の間に防護柵を設置する等の措置を講じさせること。

(3) 観客の入退場口の確保

観客の入退場に伴う混乱を防止するため、入場券等の発行状況、観客の参集状況を勘案して、必要かつ十分な入退場口を設けておくようにさせること。

(4) 仮設工作物の安全の確保

仮設スタンド、さじき、ステージ等の仮設工作物を設置するときは、観客の重量等に耐えることのできるものを設置するようにさせ、建築技術者による点検を実施して、安全性を確認させておくこと。

(5) その他の施設・環境の整備

その他の施設・環境についても、その整備の状況を事前に十分調査させ、危険箇所の修理、除去その他の措置を徹底して実施させること。

4 開場、開演等の時刻の厳守

次の事項に留意して開場、開演及び終了の時刻を厳守し、観客を長時間会場

内外で待たせることにより、その焦燥感をかりたてることのないようにさせること。

- (1) 会場の設営や出演者の出演準備は、余裕を持って早めに実施させること。
- (2) 公演等を二部以上に分けて開催しようとする場合には、観客の入替えのための入退場時間について十分余裕を持たせること。

5 公演等の開催時の会場内における遵守事項

(1) 照明の確保

会場内の照明は、会場が暗いことによる特殊な群衆心理が引き起こす危険を防止するとともに、開演中の観客の動静を的確に把握して自主警備員が適切な活動を行う上で支障の生ずることのないようにするため必要な程度の照度を保たせること。

(2) 場内広報の徹底

開演に先立ち、非常口、避難通路、救護所等に関する会場案内及び開演中の観客の遵守事項を観客に周知させるための広報を行わせること。

特に、観客が興奮し、熱狂的になるおそれがあると認められる公演等については、「席を立ったり、騒いだりしないよう。もし席を立ったり、騒いだりした場合には、公演を中止することがある。」旨の広報を事前及びその兆候が見られる都度、観客に対し放送させること。

(3) 出演者の観客刺激行為の禁止

主催者は、出演者に対し、観客を刺激するような言動、行為をとらないよう、また、事故の発生するおそれがある事態が生じた場合には公演の続行を中止するよう、事前に申し渡しておくこと。

(4) 危険な事態の発生時における措置

危険な事態が発生し、又はそのおそれがある場合には、直ちに場内の公演中に点灯している照明以外の全照明を点灯し、公演等を中止することを確約させておくこと。現場に警察官がいる場合には、主催者側の責任者を警察の現場責任者の近くに置く等により、これらの措置が直ちに執れるようにさせること。

6 公演等を中止する場合の遵守事項

主催者側、その他の事情により予定した公演等を中止しようとする場合には、公演等を中止する理由、入場券等の払戻しの手続等について観客やファンに十分に説明し、公演等の中止に伴う混乱を防止するための措置を講じさせること。

7 自主警備体制の確立

公演等の会場及び公演等による雑踏の影響が及ぶおそれがある会場の周辺、タレントの乗降駅及び宿舍等の警備は、次の事項に留意の上、主催者側におい

て責任をもって実施させること。

- (1) 自主警備員については、公演等の規模、性格等に応じ、この種の会場警備に関する知識、経験及び能力がある者を充て、かつ、十分な人数の要員を確保させること。

なお、自主警備員の選任については、単に形式的に人数を揃えれば良いという考え方で経験の浅い学生アルバイト等を多く集め、これらの者に対し具体的な観客の整理、誘導の要領について指導することなく、任務につかせていることがあるので、特に注意すること。

- (2) 自主警備員の配置場所、任務、当該会場における観客の誘導等の警備要領等について、自主警備計画を策定させ、これに基づき事前に具体的な指導を徹底させるとともに、自主警備員の活動に関する命令系統を明確にしておくこと。
- (3) 自主警備に必要な無線機、携帯用拡声器、ロープ、警笛、照明具等の装備資機材を確保させること。
- (4) 自主警備員は、服装を統一するなどの方法により容易に観客と識別することができるようにさせること。

8 観客の入場前及び入場時の自主警備

- (1) 観客の入場前においては、必要な数の自主警備員を配置して観客の整理や割込み防止に当たらせること。
- (2) 入場時には、観客をてい団に分割して入場させるなど適切な観客の誘導の措置を採って、混乱による事故の防止に当たらせること。
- (3) 観客や入場券を買う客、ファン等が早い時間から多数押しかけて混乱を起こすおそれがある場合等においては、行列の整理を的確に行うとともに、状況によっては、予定の開場（発売）時間を早めて入場（発売）させ、入場券等を入手できない者には、帰宅を促す等の措置をとるなどにより、混乱による事故の防止に努めさせること。

9 出演者の会場への入退場時等の自主警備

出演者の会場への入退場時、駅における乗降時、宿舎等への出入り等においては、必要に応じ、ファンの整理のため所要の数の自主警備員を配置させるとともに、混乱を防止するため、出演者の誘導経路等に配慮し、あるいは歓迎線を設ける等により出演者とファンとの接触に秩序を持たせる措置を講じさせること。

10 公演等の開催時の会場内における自主警備

- (1) ステージ前等特に危険箇所には、経験を有し、熟練度の高い自主警備員を重点配備させるなど自主警備員の質を考えた適材適所の配置を行わせるとと

もに、各自主警備員に配置場所における任務を具体的に指示し、かつ、任務別に責任者を選任させること。

- (2) 観客が興奮し、熱狂的になるおそれがあると認められる公演等においては、後部座席の観客が前方に押しかける傾向があるので、ステージ前及び会場中央部分における阻止線として自主警備員の配置を厚くさせること。
- (3) 会場内においては、ステージ前及び各通路に自主警備員を配置し、観客が興奮のあまり椅子の上に立ち上がったたり、通路に飛び出すのを防止させること。

11 救急体制の整備

傷病者が出た場合に備えて、救急体制を整備させておくこと。

12 異常事態発生時の措置

主催者側責任者に、観客その他のファンの動静を的確に把握させ、公演等に伴い会場の内外において異常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警告、公演の中止等の措置を採らせること。

13 警察との連絡体制の確立

警察との連絡責任者を明らかにさせ、警察との連絡体制を確立させること。

第5 警察の警備措置

1 警備計画の策定と部隊の配置等

特定公演の内容、性格、規模等を勘案して必要がある場合には、異常事態が発生した場合において直ちに対処することができるよう、あらかじめ警備計画を策定する等しておくとともに、状況に応じ必要相当数の警備部隊の配置をしておくものとする。

2 主催者側責任者との連絡体制の確立

特定公演については、観客が参集し始める時から、主催者側責任者との連絡体制を確立し、会場及びその周辺に所要の警察官を配置する等して、観客の動静等を確実に把握し、異常事態が発生した場合において直ちに必要な警備措置を講ずることができるようにしておくものとする。

3 事故防止のための指導、警告等の措置

入場待ちの観客の行列に加わらないなど秩序を乱す者については、主催者側の自主警備員に必要な措置を採らせるほか、事態に応じ、警察官職務執行法、道路交通法等を積極的に活用して、指導、警告、制止等を行い、事故防止の措置を執るものとする。

4 現場広報活動

会場及びその周辺における広報活動は、主催者側の責任において実施すべきものであるが、危険な事態が発生し、又はそのおそれがある場合等においては、

警察においても、主催者側と協力して、広報車、携帯用拡声器、既設放送設備、警察車両備付拡声器等を利用した現場広報活動を積極かつ継続的に実施し、観客等の群集心理の醸成の解消、冷却に努めるものとする。

5 危険な事態の発生時における措置

危険な事態が発生し、又はそのおそれがある場合等においては、警察官職務執行法第4条（避難等の措置）、第6条（立入り）等の規定を積極的に活用して、機を失することなく警備措置を講じ、雑踏事故の防止に努めるものとする。

第6 その他

この要綱は、昭和62年11月1日から施行する。